平成２４年（フ）第５４号
山口県光市浅江７丁目18番12号
債務者　株式会社コア
代表者代表取締役　鍋島　文夫
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１５１号
和歌山市島26番地の100、商業登記簿上の本店所在地和歌山市北野442番地
債務者　有限会社山本電化ハウス
代表者代表取締役　山本　富明
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後１時30分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６２１号
埼玉県蕨市中央５丁目12番１号
債務者　有限会社三友社
代表者代表取締役　笹島　　斉
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字大杉484番地１
債務者　手嶋　康雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本善三郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年７月９日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２６号
福岡県大牟田市沖田町324番地１
債務者　吉川　孝生
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舞弓　　紫
4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区高砂１丁目７番地の２
債務者　小野　正樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　破産債権の届出期間　平成24年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
仙台市太白区八木山東２丁目10番12号
債務者　小島はるみ
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　覚
4　破産債権の届出期間　平成24年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
千葉市美浜区真砂３丁目17番４棟609号
債務者　寺本　善巧
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２９号
千葉県いすみ市岬町押日3546番地19　Ｃ棟
債務者　村上　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　陶山　嘉代
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８５号
千葉県船橋市大穴南２丁目27番10号
債務者　渡辺　　均
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　優子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２８号
大阪府和泉市伯太町１丁目３番11号
債務者　モードトシマこと　戸嶋　壽治
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目13番10号
債務者　下鶴　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
千葉市美浜区幸町２丁目８番24棟404号
債務者　米本　純子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　泰三
4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉469番地１
債務者　馬場さより（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野さゆり
4　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８６３号
愛知県知多市にしの台１丁目2203番地　シャルムＫＡＴＯ・Ｂ―101
債務者　相羽　利昭
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
4　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部